

《参考資料 1：避難所運営委員会規約例》

避難所運営委員会規約（避難所名：〇〇〇〇）

（目的及び設置）

第 1 条 〇〇（避難所名）周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、避難所運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第 2 条 運営委員会は、避難所へ避難してきた住民の代表、市の避難所担当者、施設管理者その他の関係者をもって構成する。

（運営活動）

第 3 条 運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営を図るため、次の事項について協議する。

- （ 1 ）避難所の運営に関すること
- （ 2 ）その他必要な事項

（活動班）

第 4 条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

- （ 1 ）総務班
災害対策本部との連絡調整、避難所のレイアウト配置、地域との連携、その他避難所の管理に関すること
- （ 2 ）被災者管理班
避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物、宅配便の取次ぎに関すること
- （ 3 ）情報広報班
情報収集、情報発信、情報伝達に関すること
- （ 4 ）施設管理班
避難所の安全確保と危険箇所への対応、防火や防犯に関すること
- （ 5 ）食料物資班
食料や物資の調達、受入れ、管理、配付、炊き出しに関すること
- （ 6 ）救護班
医療、介護活動に関すること
- （ 7 ）衛生班
ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること
- （ 8 ）ボランティア班
ボランティアの受入れ、管理に関すること

(役員の種類及び定数)

第5条 運営委員会には次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 総務班長 (事務局長) | 1名 |
| (4) 被災者管理班長 | 1名 |
| (5) 情報広報班長 | 1名 |
| (6) 施設管理班長 | 1名 |
| (7) 食料物資班長 | 1名 |
| (8) 救護班長 | 1名 |
| (9) 衛生班長 | 1名 |
| (10) ボランティア班長 | 1名 |

(役員の選出)

第6条 役員の選出は委員の互選による。

(役員の職務)

第7条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計その他必要な事項を行う。

4 各活動班長は班を総括する。

(会議)

第8条 運営委員会の会議 (以下「運営会議」という。) は、運営活動に関する協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

(経費)

第9条 運営委員会の会議、運営に係る費用は別途定める。

(疑義)

第10条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度、運営会議で協議して決定するものとする。

《参考資料2：呼びかけ文例》

○開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは、避難所運営委員会です。
ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全な〇〇（例：グラウンド、駐車場）で待機願います。
現在分かっている災害情報は、[収集した地震に関する情報等]ということです。
この地区や市の被害状況は現在確認中です。
黒部市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められておりますので、落ち着いて行動してください。
なお、皆さんの中で、開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、〇〇のところまでお越しく下さい。
また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、〇〇のところまでお越しく下さい。
以上、避難所運営委員会からでした。
※繰り返します。

○受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、避難所運営委員会です。
ただいま、施設の安全性が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。
受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただきから入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、これから申し上げる順に、同居しているご家族ごとに受付に来てください。
また、今後の状況により、施設内で移動していただくことがありますのでご了承ください。
障害をお持ちの方や介護が必要な方がいるご家族等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。
まず、身体に障害がある方や介護が必要な方がいるご家族から受付に来てください。
．．．．．
次に、〇〇町内の方、受付に来てください。

避難所でのルール

この避難所でのルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市の避難所担当職員、施設の管理者、避難所の代表者からなる、避難所運営委員会（以下、「委員会」という。）を組織します。
 - ・ 委員会は、毎日午前〇〇時と午後〇〇時に定例会議を行います。
 - ・ 委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの活動班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道、などのライフラインが復旧することをめどに縮小、閉鎖します。
- 4 避難者は、世帯単位で登録していただきます。
 - ・ 避難所を退所する時は、受付に転出先をご連絡ください。
- 5 盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬以外の動物を避難所内に入れることは禁止します。
 - ・ ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。
- 6 施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋には避難できません。
 - ・ 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。
- 7 食料、物資は、原則として全員に提供できるまでは配付しません。
- 8 消灯は、夜〇〇時です。
 - ・ 廊下は点灯したままとし、就寝スペースは照明を落とします。
 - ・ 管理に必要な部屋は、防犯上の理由により、点灯したままとします。
 - ・ 消灯時間から朝〇〇時まで、就寝スペースでの携帯電話での通話（メールの送受信を除く）や着信音・アラーム等の鳴動を禁止します。電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 9 施設の固定電話は、受信のみを行います。（伝言を受けます）
 - ・ 伝言を受けた後、放送で呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - ・ 発信は公衆電話や各自の携帯電話でお願いします。
- 10 トイレの使用方法は次のとおりです。
 - ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
 - ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
- 11 指定された場所以外での、喫煙、火気の使用は禁止します。
- 12 使用していないコンセント口がある場合、携帯電話の充電に使用して構いません。多くの希望者が予想されることから、お互いに譲り合って使用しましょう。

なお、公共的な用途でコンセント口を使用する必要性が生じた場合、携帯電話の充電の途中であっても、中断していただく場合があります。

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- 1 ペットは、指定された場所につなぐか、オリの中で飼ってください。
- 2 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- 3 ペットの苦情や、危害防止に努めてください。
- 4 屋外の指定された場所で排便させ、後始末を行ってください。
- 5 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- 6 ノミの駆除に努めてください。
- 7 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 8 飼育困難な場合は、一次預かりが可能なペットホテルや動物病院などの施設に相談してください。
- 9 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで連絡してください。

避難所運営委員会